

南伊勢町特定不妊治療費（先進医療） 助成事業について

◆対象となる方

次の要件の全てを満たす方が助成の対象です。

- ① 生殖補助医療にかかる保険医療機関において特定不妊治療（先進医療）を受けた者。
- ② 治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦。（ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知する意向がある者とする）
- ③ 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者。
- ④ 夫婦のどちらか一方又は双方が、治療日・申請日ともに南伊勢町内に住所を有していること
- ⑤ 助成の対象となる治療の初日における妻の年齢が43歳未満であること

◆対象となる治療

保険診療の特定不妊治療と合わせて実施された先進医療で、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている又は、承認されている保険医療機関で実施された治療であること。

◆助成内容

三重県特定不妊治療費（先進医療）助成事業の対象となる方に、先進医療 1 回に要した費用に10分の7を乗じた額と、5万円を比較していずれか低い方の金額を助成します。

◆申請に必要なもの

申請には、次の書類が必要です。

- ① 特定不妊治療費（先進医療）助成事業申請書
- ② 特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書
- ③ 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書（原本）
- ④ 預金通帳（振込先が分かるもの）
- ⑤ 世帯全員の住民票等

◆申請方法

必要書類をすべて揃えて、治療終了後 60 日以内に申請してください。

【お問合せ・申請先】

子育て・福祉課

電話 0599-66-1114

